

「香福の極み 越前蕎麦認証店」認証要綱

制 定 令和5年11月27日

(目的)

第1条 福井県内で生産されたそば（以下「県産そば」という。）を使用する店舗のうち、この要綱に定める基準に適合するものを「香福の極み 越前蕎麦認証店」として認証することにより、県産そばの認知度向上および県内外における消費拡大を図る。

(認証の対象)

第2条 「香福の極み 越前蕎麦認証店」として認証を受けることができる店は、以下のすべてを満たすものとする。

- (1) 消費者に対し、実店舗での対面販売により県産そば（土産用のそば麺等を除く。）を提供していること。
- (2) 年間を通じて、県産そばを使用する店であること。
- (3) 第4条第1項に規定する認証の申請をした月の前月から過去1年間に、県産そばを年間通じて使用した実績がある店、または過去1年間の使用実績はないが、今後、県産そばを年間通じて使用する意思があると認められること。
- (4) 食品衛生法（昭和22年2月24日法律第233号）第55条の規定に基づき都道府県知事より店舗営業の許可を受けている事業者、または同法第57条の規定に基づき都道府県知事に届出をした事業者であること。

(認証の区分・基準)

第3条 「香福の極み 越前蕎麦認証店」の認証区分および認証の基準（以下「認証基準」という。）は、別記のとおりとする。

(認証の申請)

第4条 「香福の極み 越前蕎麦認証店」の認証を受けようとする店（以下「申請店」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 「香福の極み 越前蕎麦認証店」認証申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）
- (2) 福井県産そば販売証明書（様式第2号）
 - 2 申請書の受付締切りは、毎年度4月、7月、10月および1月の各月末とする。

(認証の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、審査を経て認証を決定し、認証した店（以下「認証店」という。）に対し認証通知書（様式第3号）により通知するとともに認証登録証（様式第4号。以下「登録証」という。）等を交付するものとする。

- 2 知事は、認証の決定に際し、申請書の記載内容に疑義があると判断した場合には、必要な調査を行うことができるものとする。
- 3 知事は、認証しないと決定したときは、申請店に対し「香福の極み 越前蕎麦認証店」認証棄

却通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（登録証等の掲示）

第6条 認証店は、登録証等の交付を受けたときは、消費者に見やすい場所に掲示すること。また、認証の取り消しを受けたときは、遅滞なく登録証等を知事に返還しなければならない。

（変更申請）

第7条 認証店は、次の各号のいずれかに変更があったときは、速やかに「香福の極み 越前蕎麦認証店」認証変更申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（1）認証区分

（2）住所

（3）店名

2 知事は、前項の申請があった場合は、審査を経て承認し、認証店に対し「香福の極み 越前蕎麦認証店」認証変更承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（変更届出）

第8条 認証店は、次の各号のいずれかに変更があったときは、速やかに「香福の極み 越前蕎麦認証店」登録事項変更届出書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（1）代表者名

（2）電話番号

（3）そば粉（そば麺）、玄そばの購入先等

（認証店の責務）

第9条 認証店は、登録証等の使用にあたっては、この要綱の定めるところにより、誠実にこれを守らなければならない。

2 認証店は、登録証等の使用により問題が生じた場合は、その責任においてこれを解決するものとする。

3 認証店は、県産そばのイメージアップ、普及および消費拡大に努めるものとする。

4 認証店は、やむを得ない諸事情等により県産そば以外のそばを使用するときは、あらかじめ県産そば以外のそば粉等の使用に伴う届出書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。また、県産そば以外のそばを使用する期間中は、その事実を消費者に見やすい位置に掲示しなければならない。

5 認証店は、認証基準に適合しなくなったとき、または営業を廃止したときは、速やかに「香福の極み 越前蕎麦認証店」認証店廃止届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

6 認証店は、消費者等から県産そばの使用実態等について情報開示を求められた場合には、開示請求に応じなければならない。

（実績報告）

第10条 認証店は、毎年、1月1日から12月31日までの期間のそば粉等の使用実績をとりまとめ、翌年1月末日までに福井県産そば使用実績報告書（様式第11号）を知事に提出しなければな

らない。

(認証の取消し)

第11条 知事は、認証店が次の各号のいずれかに該当するときは、審査を経て認証を取り消し、「香福の極み 越前蕎麦認証店」認証取消し通知書(様式第12号)により認証店に通知するものとする。ただし、通知をすることができない場合は、この限りではない。

- (1) 第9条第5項に規定する届出書(様式第10号)の提出があったとき。
- (2) 不正な手段により認証申請を行い、認証を受けたと認められるとき。
- (3) 申請内容に事実と異なる偽りが認められるとき。
- (4) 登録証を不正に使用したと認められるとき。
- (5) 認証基準に適合しなくなったと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が認証の取消しを適当と認めたとき。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、以降、3年以内の範囲で認証を行わないものとする。ただし、認証店に過失がないと認められる場合を除く。

(確認・指導)

第12条 知事は、この制度を適正に運用するため、必要な確認を行うとともに、必要と認められる場合は認証店に対して報告を求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月27日から施行する。

別記

「香福の極み 越前蕎麦認証店」認証区分および認証の基準

認証区分	認証の基準
福井県産そば・石臼挽き	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福井県内で生産されたそばを原料としていること。(他県産そば、外国産そばと混合したそば粉は対象外) (2) そば粉は石臼挽きで製造されたものであること。 (3) 消費者に対し、実店舗での対面販売により県産そば（土産用のそば麺等を除く。）を提供している店であること。 (4) 年間を通して消費者に対して提供するすべてのそば料理が、上記のそば粉を使用していること。 (5) そば麺のつなぎの割合は3割未満であること。 (6) 福井県のPRに協力する意思があること。
福井県産そば・独自製粉	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福井県内で生産されたそばを原料としていること。(他県産そば、外国産そばと混合したそば粉は対象外) (2) 使用するそば粉の全部または一部が、石臼挽き以外の製法により製造されたものであること。 (3) 消費者に対し、実店舗での対面販売により県産そば（土産用のそば麺等を除く。）を提供している店であること。 (4) 年間を通して消費者に対して提供するすべてのそば料理が、上記のそば粉を使用していること。 (5) そば麺のつなぎの割合は3割未満であること。 (6) 福井県のPRに協力する意思があること。
福井県産そば・ブレンド	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福井県内で生産されたそばを原料の一部に使用していること。 (2) 消費者に対し、実店舗での対面販売により県産そば（土産用のそば麺等を除く。）を提供している店であること。 (3) そば麺のつなぎの割合は3割未満であること。 (4) 福井県のPRに協力する意思があること。